# 静岡県福祉サービス第三者評価の結果

#### ② 評価機関

名		称	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
所	在	地	静岡市葵区駿府町1-70
評価多	実施!	期間	21年11月12日~22年2月23日
			①H17-a009
評価調査者番号		番号	@H17-b001
			3

# 1 福祉サービス事業者情報

#### (1) 事業者概要

事業所名称:浜松市立引佐保育園	種別:保育所		
(施設名)			
代表者氏名:桶田 昭代	開設年月日		
(管理者)	昭和28年11月1日		
設置主体: 浜松市	定員 80名		
経営主体: 浜松市	(利用人数) 89名		
所在地:〒431-2212			
浜松市北区引佐町井伊谷	717		
連絡先電話番号:	FAX番号		
053 - 542 - 0268	053 - 542 - 0268		
ホームページアドレス http://www.hamamatsu-pippi.net/			

#### (2) 基本情報

調理員

(2)基本情報						
サービス内容(事業内容)			施設の主な行事			
・乳幼	児の保育		• (	こどものつどい・	生活発表会	
・延長	保育事業		• }	親子遠足 ・いなさ	人形まつり観劇	
・一時	保育事業		• -	プール開き ・出初	め式	
・障害	児保育事業		• -	七夕会・ひな	まつり会	
・世代	間交流事業		اِ .	夏まつり会 ・おわ	かれ会	
・ボラ	ンティア事業		٠,	運動会・芋は	り会	
			• 7	<b>秋季防火パレード</b>		
	居室概要	5		居室以外の施設	設備の概要	
・乳児室 1			事	事務室、給食室、休憩室、教材庫、		
・保育	室 5		ブ	ランコ、ジャングル	/ジム、登り棒、	
・ほふく室 1			滑	り台、乳幼児総遊具	!、鉄棒、プール	
職員の	職員の配置					
職種人数				職 種	人 数	
	園長		1	パート保育士	1	
主任保育士			5			
	保育士 1					
1					1	

#### 2 評価結果総評(利用者調査結果を含む。)

#### ◆ 特に評価の高い点

- ・昭和28年設立当時の基本方針が浜松市との合併後も継承されています。
- ・地域者人会、JA とぴあ、幼年消防クラブ等、地域に根ざした交流が継承されています。
- ・第三者評価受審にあたり、中・長期計画を始めとし文書化が丁寧に行われて います。
- ・園児全員に個別指導計画があり、指定の書式に独自に目標を付け加え、計画、 実施、評価、改善を行ない、記録を残しています。

#### ◆ 特に改善を求められる点

- ・行政による監査はされているが、公認会計士等の外部の者による監査等につ いて検討すくことが求められます
- ・予算編成時に経営状況を把握し光熱費等の削減に取り組んでいますが、定期 的なコスト分析や改善に向けた取り組みを計画の中に反映されることが求め られます。。
- ・マニュアルは整備されているが、新任の職員でもすぐに園としての標準的な サービスの理解・提供ができるような内容が求められます。

#### 3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受審して、たくさんの気づきや保育の原点を確認することができ、受審したことに意義を感じました。保護者との信頼や連携が基盤にあってこそ、豊かな保育につながっていくと実感いたしました。

今回保護者のアンケートより、職員の熱意を感じ取ってくださったメッセージが多くあり、後押しされた気持で明日の保育に磨きが入ります。

職員一同更なる改革と改善に力を入れ、心を引き締め努力して参りたいと思います。このような機会を設けていただけたことに感謝で一杯です。

## 4 評価分類別評価内容

評価力類別評価内容 評価対象 I 1 理念・基本方針	*昭和28年町立保育所からの歴史を踏まえ、浜松市との合併を経て現在まで基本方針が継承されている。 *理念・基本方針を明文化し、職員や保護者に周知する仕組みができている。
2 計画の策定	*中・長期計画は具体的内容で作成している。 *保育参加、行事、絵本等に関して保護者からアンケートをとり、計画策定に反映している。 *計画を職員、保護者に周知している。
3 管理者の責任と リーダーシップ	*園長としての責任と役割を文書化し、具体的取り組みを表明している。 *質の向上に向けた検討記録を明記し、改善・実践されている。 *人事、労務、財務等は浜松市が管理しているため、経営の効率化等は範囲が限られている。
評価対象 II 1 経営状況の把握	*中長期計画の中に地域との連携、地域サービスにより 具体化されている。 *光熱水費削減以外にもコストという概念は必要である。 *外部監査は実施していない。
2 人材の確保・養成	*人事管理は浜松市により一定の水準が確保されている。 *職員の福利厚生により充実している。 *職員の研修計画が中・長期に作成している。 *実習生の受け入れを積極的に行っている。
3 安全管理	*危機管理マニュアルを始めとし、利用者の安全確保のためのマニュアルを整備し、全職員に周知し定期的に見直しを行ってている。 *事故防止マニュアルはチェックリスト、指導マニュアル等具体的に表記されている。
4 地域との交流と 連携	*地元の幼稚園・小学校・中学校との交流が文書化され 積極的に行っている。 *老人会、JAとぴあ有線放送、幼年消防クラブ等地域 に根付いた交流が継続されている。 *虐待防止マニュアルが整備され、体制が整っている。
評価対象Ⅲ 1 利用者本位の 福祉サービス	*子ども一人ひとりに目を向け、一人ひとりの状況に応じた支援・保育をしている。 *保護者の意見・要望を伺い、検討、実施の取組みが積極的に行っている。 *プライバシーについて、マニュアルを整備し、職員間での共有も積極的に行っている。

2 サービスの質の確保	*保育サービス等について自己評価を行い、課題の明確化、改善等について、学習会の中ですり合わせを幾度も行い、より良い改善に取り組んでいる。 *全ての園児について、個別支援計画が策定され、実施されていますが、場面ごとの保育の標準マニュアルはない。 *子どもの人権や文化の相違等について、子ども・保護者への理解に積極的に取り組んでいる。
3 サービスの開始 <b>、</b> 継続	*サービスの開始に当たっては、十分な説明と同意を得てから実施している。 *退園や転園の際には、サービスの継続性に配慮し、退園転園後の相談も積極的に受け付けている。
4 サービス実施 計画の策定	*定められた書式で、生活状況や身体状況を確認し、それにそって、一人ひとりに合った個別指導計画を策定し、保育を実施している。 *個別指導計画には、一人ひとりの保育目標を設け、毎月、評価・反省を行い保育計画の見直しを行なっている。

## 5 評価細目の第三者評価結果

注:評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階(A、B、C)で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類 ごとに区分する。

# 5 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

## 評価対象 [ 福祉サービスの基本方針と組織

#### Ⅰ-1 理念・基本方針

	第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。	
① 理念が明文化されている。	А
② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	А
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。	
① 理念や基本方針が職員に周知されている。	А
② 理念や基本方針が利用者等に周知している。	А

## Ⅰ-2 計画の策定

	第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
① 中・長期計画が策定されている。	А
② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	А
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。	
① 計画の策定が組織的に行われている。	А
② 計画が職員や利用者等に周知されている。	А

#### Ⅰ-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅰ-3-(1) 管理者の責任が明確にさ	れている。	
① 管理者自らの役割と責	壬を職員に対して表明している。	А
② 遵守すべき法令等を正いる。	しく理解するための取り組みを行って	А
Ⅰ-3-(2) 管理者のリーダーシップ	が発揮されている。	
① 質の向上に意欲を持ち	その取り組みに指導力を発揮している。	Α
② 経営や業務の効率化としている。	改善に向けた取り組みに指導力を発揮	В

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

## Ⅱ-1 経営状況の把握

	第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	А
② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行なっている。	БВ
③ 外部による評価・監査が実施され経営改善に取り組んでいる。	С

#### Ⅱ-2 人材の確保・養成

	T
	第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。	•
① 保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	А
② 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	А
③ 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	А
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	А
② 職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	А
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	А
② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	А
③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	А
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。	
① 実習生の受け入れに関する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備している。	А
② 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	А

#### Ⅱ-3 安全管理

1 3 女主旨连		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 子どもの安全を確保す	するための取り組みが行われている。	
① 緊急時(事故、感染 確保のための体制な	症の発生時など)の対応など利用者の安全 が整備されている。	А
② 事故や災害の発生時 周知されている。	<b>詩に対応できるマニュアルがあり、全職員に</b>	А
③ 調理場、水周りなと に実施されている。	での衛生管理は、マニュアルに基づいて適切	А
I -	対応できるマニュアルがあり、さらにその対 全職員にも周知されている。	А
⑤ 感染症発生時に対応 者、全職員に通知し	ができるマニュアルがあり、発生状況を保護 している。	А
⑥ 発生した事故を把握	量している。	Α
⑦ 事故防止のためのき 具体的な取り組みを	チェックリスト等があり、事故防止に向けたを行っている。	А
⑧ 利用者の安全確保( る。	のためにリスクを把握し対策を実行してい	А
⑨ 不審者の侵入時など 周知されている。	だに対応できるマニュアルがあり、全職員に	А

## Ⅱ-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
① 小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。	А
② 利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	А
③ 施設が有する機能を地域に還元している。	Α
④ ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	А
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 必要な社会資源を明確にしている。	Α
② 関係機関等との連携が適切に行われている。	Α
③ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに施設長まで届く体制になっている。	А
④ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行なう体制が整っている。	А
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。	
① 地域の福祉ニーズを把握している。	А
② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	А

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

## Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

ш і лаг	1日本位の個位 クー し入	第三者評価結果
		第二百計>
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
(	① 職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防	Α
	止と早期発見に取り組んでいる。	A
(	② 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	А
(	③ 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子ども	А
	の状況に応じて対応している。	A
(	④ 子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理	Α
	解をもつための取り組みを行なっている。	
(	⑤ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュア	Α
	ル等を整備している。	
<b>Ⅲ-1-(2</b> )	利用者満足の向上に努めている。	
(	① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	А
(	② 利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	А
(	③ 子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報	А
	提供など、食育に配慮している。	A
(	④ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽し	А
	むことができるような工夫をしている。	A
(	⑤ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工	А
	夫に活かしている。	<u> </u>
	⑥ 沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされてい	В
	<b>ි</b>	D

	⑦ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	А
<b>I</b> I-1-(3)	利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取り組みを行っている。	А
	② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	А
	③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	А
	④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	Α
	⑤ 相談援助の困難な場合について対処方法がルール化されてい る。	В
	⑥ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面接などを行なっている。	А
	⑦ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	А
	8 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	А

## Ⅲ-2 サービスの質の確保

<u>ш-2 サービスの質の催保</u>		
	第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	А	
② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	А	
③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	Α	
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
① 園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。	В	
② 登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。	В	
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている		
① 保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。	А	
② 子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。	А	
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている	, )。	
① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり 子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	А	
② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	А	
③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	А	
④ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	А	
⑤ 身近な自然や社会とかかわれるような取り組みがなされてい る。	А	
⑥ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	А	

⑦ 絵本、物語などに親しみをもち、文字、言葉、会話などに興味 や関心がもてるような配慮がされている。	А	
⑧ 遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。	А	
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている	5.	
① 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	А	
Ⅲ-2-(6) 子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。		
① 子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような配慮をしている。	А	
Ⅲ-2-(7) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
① 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	В	
② 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	А	
③ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	А	
④ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常 保育との関連を配慮しながら行っている。	А	
Ⅲ-2-(8) サービス実施の記録が適切に行われている。		
① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行なわれている。	А	
② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	А	
③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	А	

## Ⅲ-3 サービスの開始・継続

	第三者評価結果	
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	) А	
② サービスの開始にあたり、利用者等に説明し同意を得ている。	. А	
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	Ė A	

## Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

	第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。	
① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行なっている。	Α
② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	Α
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。	
① 保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	А
② 課題に対する指導計画が関係職員の連携のもとに作成されている。	А

3	食事(栄養管理を含む)について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が明示されている。	А
4	、 沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき 個別・具体的な支援方法が明示されている。	А
5	身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示され ている。	А
6	子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	А
7	指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	А
8	必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	В
9	子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実 に伝わる仕組みがある。	А
10	保育計画・指導計画を適切に策定している。	Α
11)	保育計画・指導計画の評価・見直しを行なっている。	В